

令和８年度ジュエリー職人発信力強化プロデュース業務委託に係る企画提案公募要領

1 趣旨

本県のジュエリー職人は、消費者の多様なニーズやオーダーに応える高度な加工技術に加え、独創的なデザインや洗練された造形表現を生み出す優れた創造性を備えている。また、国内外で高い評価を受ける技術力を持つ職人も数多く存在している。

一方で、ジュエリー職人はこれまでプロダクトの製造を担う「作り手」として認識されることが多く、その技術力や創造性、作品に込める想いや製作背景が十分に発信されているとは言い難い。このため、職人個人の認知度向上や社会的評価の向上、さらには職人自身のブランド価値の確立が課題となっている。

そこで本事業では、各職人の技術的な強みや感性、製作に対する想い、キャリア等を整理・発信することで、ジュエリー職人を新たな価値を生み出すクリエイターとして広く認知されることを目指す。また、職人の発信力及びブランド構築力の向上を図り、職人の知名度や社会的地位の向上と、本県ジュエリー産業全体の価値向上につなげる。

特に本事業では、本県ジュエリー産業で活躍する女性職人に焦点を当て、その創造性や高度な技術力、ものづくりへの姿勢やキャリアを広く発信することにより、若年層や女性のジュエリー産業への関心喚起を図るとともに、本県ジュエリー産業の魅力向上につなげることを目的とする。

ついては、次のとおり公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル」という。）を実施する。

この実施要領は、公募型プロポーザルを公正かつ公平に実施するために、必要な事項を定めるものである。

2 企画提案を求める業務の概要

（１）業務委託の名称

令和８年度ジュエリー職人発信力強化プロデュース業務

（２）業務委託期間

委託契約締結日を始期とし、令和９年３月１０日（水）を終期とする。

（３）業務内容

令和８年度ジュエリー職人発信力強化プロデュース業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

（４）予算上限額

本業務に係る委託料の上限額 金 ２，５００，０００円（消費税及び地方消費税を含む）。ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。

3 参加資格

本公募型プロポーザルに参加できる者は次に掲げる条件の全てを満たす者とする。
なお、当該条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合には、応募を認めないことがある。

- (1) 本業務を適切に実施するために必要な専門的知見及び実施体制を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に該当しない者であること。
- (3) 参加申込書類の提出日において、国又は地方公共団体その他の公共機関から競争入札における指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く）であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これの利益になる活動をそれと知りながら行う者でないこと。
- (6) 「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」による指名停止措置期間中の者でないこと。
- (7) 山梨県税、消費税及び地方消費税等の滞納がないこと。
- (8) 当該公募案件に参加しようとする者の間に次の【資本関係又は人的関係がある者の同一案件への参加制限の基準】に示す1～3の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

【資本関係又は人的関係がある者の同一案件への参加制限の基準】

1 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社をいう。（2）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（2）において同じ）の関係にある場合
- (2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。但し（1）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定す

る会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(1) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ア. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ① 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ② 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ③ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ④ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役

イ. 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ. 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている社員を除く。)

エ. 組合の理事

オ. その他業務を遂行する者であって、ア. から エ. までに掲げる者に準ずる者

(2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3 その他公募型プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の公募型プロポーザル案件に参加している場合その他上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 日程

実施項目	日程
企画提案募集開始	令和8年8月18日(火)

参加申込書提出期限	令和8年8月28日(金)午後5時
質問受付期限	令和8年8月28日(金)午後5時
質問回答期限	令和8年9月2日(水)
企画提案書提出期限	令和8年9月16日(水)午後5時
企画提案書類審査※	令和8年9月18日(金)以降
選定結果通知・契約締結※	令和8年9月24日(木)以降

※企画提案書の提出期限前において、全ての参加者から企画提案書の提出が確認できた場合には、書類審査、採択及び契約締結を、当初予定より前倒しして実施する場合があります。

5 応募手続き

(1) 書類等提出先、質問受付（共通）

山梨県産業政策部 産業振興課 地場産業振興担当 担当：渡辺

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁別館3階

メールアドレス：sangyo-sin@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 参加申込書の提出

①参加申込書類

本件企画提案に応募する方（以下「企画提案応募者」という。）は、参加資格を審査するため、次の書類を提出すること。

提出書類	部数
1 参加申込書【様式1】	1部
2 誓約書【様式2-1】	1部
3 役員名簿【様式2-2】	1部
4 資本関係・人的関係等に関する調書【様式2-3】	1部
5 履歴事項全部証明書【写し可】（書類受付日から3か月以内に発行されたもの）	1部
6 国税納税証明書（税務署で交付される様式）	1部
7 都道府県税納税証明書（県税等に未納がない旨の証明書） （都道府県で交付される様式）	1部
8 直近の会社の経営状況が把握できる資料 （損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書等）	1部
9 会社概要が把握できる資料（会社パンフレットなど）	6部

※物品等入札資格者名簿に登載されている場合は、競争入札参加資格通知書（写）を添付すること。この場合、上記 2、3 の提出は不要とする。

②提出期限

令和 8 年 8 月 28 日(金)午後 5 時必着

③提出方法

持参または郵送

※持参の場合の受付は、平日午前 9 時から午後 5 時までとする。

※平日とは、山梨県の休日を定める条例（平成元年 3 月 27 日条例第 6 号）に定める県の休日以外を指すものとし、以下同様とする。

④提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

⑤参加資格審査

参加申込書類により書面審査を行い、審査の結果について各参加申込者に連絡する。なお、企画提案書の作成・提出の要件を満たす者として選定されなかった者は、上記の連絡を受けた日の翌日から起算して 7 日（県の休日を除く）以内に、書面（様式自由）により理由について説明を求めることができる。

（3）企画提案に関する質問の受付

①質問様式

質問書【様式 3】を使用すること。

②受付期限

令和 8 年 8 月 28 日(金)午後 5 時まで（必着）

③質問方法

- ・電子メールで送信すること。
- ・件名を「令和 8 年度ジュエリー職人発信力強化プロデュース業務に関する質問（貴社名）」とすること。

④回答方法

- ・質問に関する回答は一覧形式で作成し、原則、その時点で参加申込をしている者全員に対して電子メールにて回答する。
- ・質問への回答は令和 8 年 9 月 2 日(水)午後 5 時（予定）までにまとめて行う。

⑤その他

- ・電話や応答での質問には応じない。
- ・本企画提案に関係のない質問や、本企画提案に公平性を保てないと判断した場合などには、回答をしないこともある。

- ・質問の内容について確認をメール等にて行うことがあるので、その場合は速やかにメールにて返信すること。

(4) 企画提案書等の提出

①企画提案書類

企画提案書類は1参加者につき1提案のみとし、次により提出すること。

項 目	内 容	部数
企画提案	・ A4版（縦横印刷いずれも可）、横書き、左綴じ、A3版 折込可、ページ数制限なし ・ 日本語表記で12ポイント以上 ・ 仕様書の業務内容の順に記載すること ・ 事業全体の作業スケジュールをA4版1枚に示すこと ・ 関連会社等へ再委託する場合はその内容等 ・ 提案事業者の名称を記載しないこと ・ その他については、仕様書を参照すること	6
実施体制	・ 本業務遂行のための実施体制が把握できる資料（業務実施責任者、プロジェクトチームの構造、人員数、経験年数、実績、協力会社のネットワーク等）	6
主な実績	・ 類似実績が把握できる資料（過去5年以内に実施したもの）	6
見積書	・ 税抜価格、消費税、積算内訳を記載すること。 ・ 見積額は予算上限額の範囲内とすること。	1

②提出期限

令和8年9月16日(水)午後5時必着

③提出方法

- ・ 持参または郵送

※持参の場合の受付は、平日午前9時から午後5時までとする。

- ・ 企画提案書類についてはPDFを別途メールで送付すること。

④一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、差し替え又は撤回することができない。

⑤原則書面審査のため、企画提案書は詳細に記すこと。

⑥次のいずれかに該当する場合、企画提案は無効とする。

- ・ 本募集要項に定める手続き等に合致しない場合

- ・参加資格を満たしていないことが判明した場合、提案に関する談合、提出書類の虚偽記載、その他の不正行為があった場合

6 審査に関する事項

- (1) 必要な場合、県は企画提案書の内容について提案者に質問する場合がある。その回答はすべての審査員に提供する。
- (2) 審査基準は、別紙「審査基準」のとおりとする。
- (3) 審査は、審査の公平性確保及び企業ノウハウの流出防止のため非公開とする。
- (4) 総得点が1位であっても、仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、最優秀提案者に選定しないことがある。
- (5) 審査の結果を基に、県が第1順位の委託候補者を決定し、当該事業者との契約手続きを行う。
- (6) 審査の結果は、書類審査実施以降、各提案者に「採用」「不採用」の別を連絡する。
- (7) 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは次点の者と契約の交渉を行う。
- (8) 選定結果等は、県のホームページで公表する。

※公表事項は、評価基準、配点及び評価、審査結果、委託契約者の名称、契約締結年月日、契約金額とする。ただし、契約者以外の企画提案応募者の名称は公表しないものとする。

7 契約に関する事項

- (1) 契約書は2通作成し、双方記名押印して、各自1部を所持するものとする。
- (2) 契約保証金については、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条第1項に規定する契約保証金を契約締結と同時に納めなければならない。ただし、規則第109条の2に該当する場合はこれを免除するものとする。
- (3) 企画提案書等に記載された事項は、仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱う。ただし、業務の目的のために修正すべき必要がある場合には、県の指示により契約締結段階において契約内容を追加、変更又は削除するものとする。
- (4) 著作権人格権による損害賠償の請求等については、本件契約者においてこれを処理する。

8 その他

- (1) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 選考経過についての問い合わせは受け付けない。
- (3) 提出書類の取り扱い
 - ① 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として企画提案応募者が負う。
 - ② 提出書類は、いかなる理由があっても返却しないものとする。
- (4) 企画提案応募に要した一切の費用については、すべて企画提案応募者自身の負担とする。
- (5) 審査終了後、契約を締結するまでの間、本要領に定めた条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- (6) 参加資格の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加を認めないことがある。

9 本件に関する問い合わせ先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁別館3階

山梨県産業政策部 産業振興課 地場産業振興担当 担当：渡辺

電話：055-223-1543（直通）

メールアドレス：sangyo-sin@pref.yamanashi.lg.jp